

他事業所勉強会について

令和7年7月17日開催
市内特定事業所加算事業所

目的

毎年、特定事業所加算算定事業所で集まり、事例検討会を開催しています。特定事業所加算の算定にある『他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施する』こと、『他の事業所との情報交換の場として活用する』ことで、事業所及び所属している介護支援専門員の資質向上を図ることを目的としています。今年も3回の開催を予定しております。この機会が介護支援専門員同士のつながりを深め、意見交換や交流の場になればと思います。

勉強会の流れ



① 15:00~15:10 【挨拶・役割分担】

自己紹介、グループで役割を決める（司会・書記・発表）

（司会は特定事業所の方優先でお願いします。ファシリテーターは事前に設定しています）

② 15:10~15:15 【事例紹介】

事例提出者から事例概要（ポイント・焦点）を説明

③ 15:15~15:50 【個人作業・グループワーク】

事例の提出理由を踏まえ課題を抽出し、そのうちのひとつに対して解決に向けた取り組みを話し合う（付箋に課題を記入）

④ 15:50~16:20 【発表】

各グループで出た意見を発表

⑤ 16:20~16:25 【質疑応答】

各グループで（あれば）事例提供者へ質問

（時間の都合上、短縮する可能性もあります）

⑥ 16:25~16:30 【発表を踏まえ事例提供者から気づき・感想について発表】

自由にアイデアを出し合う会議形式の一種。

“ブレン（頭脳）で問題にストーム（突撃）”すること

① 発想は自由に

突拍子もないもの、奇抜なもの、風変わりなもの、乱暴なものほどよく、自由奔放な雰囲気で各自の自制が消えます（自由な雰囲気を保証）

② 批判は禁止

批判は往々にして価値や知見での評価と言えます。アイデアに対して批判をしないことで「制約」「妨げ」が排除されます（タブーの除去）。

むしろダメという代わりにダメでないアイデアをぶつけることが大切です。

③ 質より量

新しい何かを作りだそうとしているのに、何が質が高く、何が質が低いかが分かっているはずはありません。もし質の評価があるとすれば、既存の価値観であり、それはある意味では先入観に過ぎないと言えます。今必要なのは、どんな制約にも、どんな知識にも“とらわれず”に、自由に何でも発想すること”。

量は多ければ多いほどよく、発言回数も多いほどよいと言えます。

④ 他人の発言への相乗りOK

もっとも大切なのは、自分ひとりのものの見方のなかで考えるのではないということ。限定された視界を崩すためには、異質な角度からの他人の発想に刺激され、「そういう見方もあるのか」「それを、こうすればもっとよくなるのではないか」と、“相手の発想を借りながら、あるいはそれと組み合わせながら、よりよいアイデアにつなげようとする”ことです。



★このルールを踏まえたうえで、参加者全員が前向きになれる事例検討や発表を進めていきましょう。